

令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和2年7月8日(水) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 田中 絵美
主任主事 山田 亮

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|--------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について | 3件 |
| 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 議案第5号 農地利用最適化推進委員の選任について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 9件 |
| 報告第4号 農地法第18条第6項による通知書について | 2件 |
| 報告第5号 農地法第5条の規定による転用届出の取消願について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和2年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、石原和弘委員

4番、鈴木一男委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

浅海 議長 5番、山田芳裕班長

山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

7月1日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の計6件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

会議規則第10条の規定に基づき、8番、石井栄一委員の退席を求めます。

(石井栄一委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は農業者不足に伴う農地の整理を、譲受人は農業経営の拡大を図るため、農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、面積377平方メートルです。

営農計画は、ネギの作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は2.5ヘクタール以上となり、年間の従事日数は250日で、専農従事者数は4名です。

また、下限面積及び所有農業機械並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

古川 委員

議長

浅海 議長

2番、古川和昭委員

古川 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

7月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

現地は、畑1筆、面積377平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対して、営農後3年間に経過しなければ農地転用できないこと、譲渡人に対し、所有する農地は今後もしっかり耕作するよう伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 8番、石井栄一委員の除斥を解きます。

(石井栄一委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積1,133平方メートルです。

転用計画は、障害福祉サービス施設用地です。

申請理由は、譲受人は社会福祉業を営んでいますが、既存の施設への入居希望者が多数あること、また、DV等の一時避難施設の要望があることから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に雨水枡を設置し、周囲をブロック2から3段積み・フェンス及びL型擁壁で囲うことにより、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域の宅地率が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当いたします。代替性につきましては、既存の施設に隣接していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金及び県補助金で賄い、金融機関の残高証明書並びに補助金内示通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当いたしますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 4番、鈴木一男委員

鈴木 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

7月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,133平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地奥側の法面の形状について確認したところ、施工後には敷地内整地により平坦にするとの回答であったことから、土地利用計画図を差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認いたしました。次に、申請人は当該地を農地として取得したものの、管理状態が多く見受けられたことから、今後農地を取得した場合は、適切に耕作すること、前面道路は通学路でもあることから、工事期間中はもとより施工後においても十分注意すること、許可後は速やかに着工し、完了後は工事完了報告書を提出するとともに地目変更を行い、計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に事務局に相談するよう指導いたしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 異議なしと認め審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。

浅海 議長 それでは、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和2年6月11日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、審議番号1が畑2筆、合計面積2,057平方メートルの農地で、審議番号2は畑3筆、合計面積5,909平方メートルの内3,737.8平方メートルの農地に新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括して調査報告をいたします。

現地は、審議番号1が畑2筆、合計面積2,057平方メートルで、審議番号2は畑3筆、合計面積5,909平方メートルの内3,737.8平方メートルで、ともに普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権による利用権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田光一推進委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。
議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。
本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和2年6月17日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。
計画は、畑2筆、合計面積5,191平方メートルの農地に新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。
また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積5,191平方メートルの普通畑です。
本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権による利用権の設定を5年間行おうとするものです。
調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。
以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
それでは、採決をいたします。
審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長 濱田光一推進委員の除斥を解きます。
(濱田光一推進委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1で
ございます。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑3筆、合計面積
12,747平方メートルの内11,797.57平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者2名の計3名で耕作を行い、今後も引き
続き農業経営を行うとのことです。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明
書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1の
調査報告をいたします。

7月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施し
ました。

現地は、畑3筆、合計面積12,747平方メートルの内11,797.57
平方メートルで梨及び普通畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議の程よ
ろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議の
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第5号農地利用最適化推進委員の選任について、を議題とい
たします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、飯田展久推進委員、濱田光一推進委員、大
山貴推進委員、澁谷好治推進委員の退席を求めます。

(飯田展久推進委員、濱田光一推進委員、大山貴推進委員、澁谷好治推進委員
退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

佐山 局長 議長

浅海 議長 佐山局長

佐山 局長 議案書の7ページから9ページをご覧ください。

議案第5号農地利用最適化推進委員の選任についてでございます。

農業委員会等に関する法律により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱することが定められ、また、鎌ヶ谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例では推進委員の定数を5人と定めています。

本件は、農業委員会等に関する法律に基づき、候補者を農地利用最適化推進委員に委嘱するため、選任に関し、提案するものでございます。

なお、提案に際しまして、本日、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い設置された農地利用最適化推進委員につきまして、令和2年2月3日から3月2日まで公募したところ、定数5人に対し、記載のとおり5人の応募があり、本評価委員会において、農地利用最適化推進委員候補者評価基準に基づき評価したところ農地利用最適化推進委員候補者評価結果一覧表の点数のとおりとなりました。また、担当地区につきましても市内全域を網羅されることとなっております。

このことにより、資料に記載されています5人の候補者に関し、評価委員会は農地利用最適化推進委員として推薦するものでございます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

浅海 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第5号は可決されました。

浅海 議長 飯田展久推進委員、濱田光一推進委員、大山貴推進委員、澁谷好治推進委員の除斥を解きます。

(飯田展久推進委員、濱田光一推進委員、大山貴推進委員、
澁谷好治推進委員着席)

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。
続きまして、報告事項を議題とします。
第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページから13ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について9件の合計13件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について2件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

報告第5号農地法第5条の規定による転用届出の取消願について1件につきましては、持分が変更になったことから届出があったもので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年7月19日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 一男